

(新)

別紙様式第21-1

貿易一般保険権利行使等委任状

提出日 年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名 印

1. 権利行使等の委任

当社は、下記の対象債権（以下「対象債権」といいます。）について、貿易一般保険約款（以下「約款」といいます。）の規定に基づき、●年●月●日をもって、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」といいます。）に対し対象債権の回収に係る権利行使等を委任し、以降日本貿易保険から別途指示がない限り自らは一切の権利行使等を行わないことをここに誓約します。
[なお、対象債権の無付保部分に係る権利については、担保権者等が存在しますが、当該担保権者等の事前の書面による同意を得ています。]

また、当社は、権利行使等の委任後も、約款の規定を遵守することをここに誓約します。

2. 日本貿易保険からの初回指示事項に対する誓約

当社は、下記の本貿易保険からの初回指示事項を了解し、次に日本貿易保険から「指示書」が提示されるまでの間、当該初回指示事項を遵守することをここに誓約します。

※日本貿易保険から、下記と異なる初回指示事項を提示するので2へのチェック不要とされた場合は1のみチェックしてください。それ以外は1と2の両方にチェックしてください。

記

対象債権

添付債権概要表のとおり。

日本貿易保険からの初回指示事項

- 対象債権を回収するため、損失の全部又は一部の賠償又は保証債務の履行を受けることができる場合には、その賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使又は保全に必要な措置を怠らないこと。その他、対象債権の回収を最大化するため他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずること。
- 日本貿易保険が、本初回指示事項のほか、電子メール等により、対象債権に係る権利行使等に関する指示をした場合には、当該指示に従うこと。
- 契約関連書類（契約書、手形、保証状等）の原本を保管すること。
- 以下①から⑤のいずれかを行う場合には、事前に日本貿易保険の書面による承諾を得ること。
 - ①対象債権を第三者に譲渡すること
 - ②弁護士等に権利行使等を委任すること
 - ③対象債権の決済条件等について変更を加えること
 - ④対象債権の全部又は一部を放棄すること
 - ⑤裁判又は仲裁手続を開始すること
- 対象債権の回収に関して貿易保険共通運用規程第11条第2号から第5号までに掲げる事由が発生した場合には、当該事由の発生について貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（以下「手続細則」という。）に従い、日本貿易保険に遅滞なく書面にて報告すること。
- 以上の履行に関連し気付きの点があるときは随時報告すること。

(裏面へ続く)

(旧)

別紙様式第21-1

貿易一般保険権利行使等委任状

提出日 年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名 印

当社は、下記の対象債権（以下「対象債権」といいます。）について、貿易一般保険約款（以下「約款」といいます。）の規定に基づき、●年●月●日をもって、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」といいます。）に対し対象債権の回収に係る権利行使等を委任し、以降日本貿易保険から別途指示がない限り自らは一切の権利行使等を行わないことをここに誓約します。
[なお、対象債権の無付保部分に係る権利については、担保権者等が存在しますが、当該担保権者等の事前の書面による同意を得ています。]

また、当社は、権利行使等の委任後も、約款の規定を遵守することをここに誓約します。

記

対象債権

添付債権概要表のとおり。

連絡先	担当部署名:
	担当者名:
	電話番号:

【注意事項】

1. 回収金の通知と納付

対象債権につき回収金があったときは、回収のあった日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面にて通知し、かつ、日本貿易保険が指定する日までに手続細則に基づいて、日本貿易保険が発行した請求書に従い、日本貿易保険が指定した額を納付してください。

2. 指示事項に係る履行状況の報告

手続細則に基づき、約款第34条第4項に規定する報告すべき事由の発生を知ったときは、遅滞なく日本貿易保険に書面にて報告してください。

3. 回収費用の相談

次に日本貿易保険から「指示書」が提示されるまでの間に行う回収に要する費用が発生する場合は、日本貿易保険に相談してください。

連絡先	担当部課名:
	担当者名:
	電話番号: